

低 圧 高 利 用 契 約

(選 択 約 款)

平成21年4月1日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、原則として8（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1需給契約を結びます。

- (1) 供給約款の次の契約種別とこの選択約款とをあわせて契約する場合
臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) この選択約款以外の選択約款にとくに定めのある場合

5 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

6 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(1) 電灯または小型機器

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 動力

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

7 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

8 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値といたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じてえた値といたします。

9 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

10 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金といたしません。

(1) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が29,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,307円25銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	14円79銭	13円45銭

ハ 力率割引および割増し

別表3（力率の算定）によって算定された値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(2) 遅取料金

遅取料金は、早取料金にその3パーセントを加えたものといたします。

11 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

(2) 当社は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

12 契約期間

契約期間は、次によります。

(1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯もしくは3時間帯別電灯および供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

13 その他

(1) その他の事項については、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

II 実施細目

1 適用範囲

- (1) この選択約款から従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯，3時間帯別電灯または低圧季節別時間帯別電力に変更された後1年に満たないお客さまについては，この選択約款を適用いたしません。
- (2) 本則8（契約電力）(1)の電灯もしくは小型機器の基準電力または本則8（契約電力）(2)の動力の基準電力が，50キロワット以上となる場合は，この選択約款を適用いたしません。

2 契約電力

- (1) お客さまの希望により電灯または小型機器に当社の電流制限器を取り付ける場合は，本則8（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力は，電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，供給約款17（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

- (2) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，本則8（契約電力）(1)にかかわらず，電灯または小型機器の基準電力は，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうちの電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について、従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、イおよびロによってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(3) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまの希望により電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について当社の電流制限器を取り付けるときは、(2)にかかわらず、(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

(4) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが契約主開閉器により本則8（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力を定めることを希望されるときは、(2)にかかわらず、電灯または小型機器の基準電力は、供給約款17（従量電灯）(3)ニ(ロ)に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設

し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 その他

- (1) 夜間時間以外の電気または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。
- (3) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じ、電灯または小型機器については従量電灯として、動力については低圧電力として、料金および工事費の精算を行ないます。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

(1) 燃料費調整

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間における、本則10（料金）(1)の電力量料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、I（本則）の規定によらず、燃料費調整単価が(3)ロ(イ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(3)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0445$$

$$\beta = 0.4282$$

$$\gamma = 0.5104$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (29,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回り、かつ、44,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,300円を上回る場合
平均燃料価格は、44,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,300\text{円} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の

算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間
平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間
平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間
平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間
平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間
平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間
平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間
平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間
平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間
平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間

ロ 平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に
使用される電気に適用となる燃料費調整単価

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に
使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定
された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および
経過措置の燃料費調整単価の合計以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \left(\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right)$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および
経過措置の燃料費調整単価の合計を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right) - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \left(\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right)$$

ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次の
とおりといたします。

	適用期間	特別措置の 燃料費調整単価	経過措置の 燃料費調整単価
1キロワット時 につき	平成21年4月の検針日から 平成21年5月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年5月の検針日から 平成21年6月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年6月の検針日から 平成21年7月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年7月の検針日から 平成21年8月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年8月の検針日から 平成21年9月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年9月の検針日から 平成21年10月の検針日の前 日までの期間	—	37銭
	平成21年10月の検針日から 平成21年11月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成21年11月の検針日から 平成21年12月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成21年12月の検針日から 平成22年1月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成22年1月の検針日から 平成22年2月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成22年2月の検針日から 平成22年3月の検針日の前 日までの期間	—	36銭

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

(6) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(2)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(3)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の選択約款の低圧高利用契約（平成20年2月26日届出。）および供給約款等以外の供給条件（平成20年10月31日認可。）により料金を算定するものとしていたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する小型機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天
然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価
格

$$\alpha = 0.0445$$

$$\beta = 0.4282$$

$$\gamma = 0.5104$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (29,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回り，かつ，44,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,300円を上回る場合
平均燃料価格は，44,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (44,300\text{円} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 力率の算定

力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{力率 (パーセント)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(1)の電灯また} \\ \text{は小型機器} \\ \text{の力率(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の} \\ \text{動力の} \\ \text{力率(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}$$

(1) 電灯または小型機器の力率

電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率

動力の力率は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって、供給約款別表4（加重平均力率の算定）に準じて算定してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表5（進相用コンデンサ取付容量基

準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。ただし、供給約款20(低圧電力)(4)ロまたはハに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。